

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
交野市	郡津地区(鎌田・藪の下・ダラ池)	令和5年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9ha
ii うち後継者がいない又は後継者が就農しない予定である農業者の耕作面積の合計	0.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・専業農家は全体の1割程度で、兼業農家が大半を占めている。 ・後継者が未確定の農地が3.5haあり、5年後、10年後には耕作されない農地が増える恐れがある。 ・地区内においては、規模拡大を希望する者が不在のため、他地域から担い手を確保する必要がある。 ・基盤について農道の利便性と、農業用水路の取水・排水機能の改善が必要である。 ・利用性の悪いほ場、耕作地の雑草等の増加など、営農環境が悪化しつつある。 ・農業機械の導入・維持管理・更新の費用負担が大きい。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

主な作物となっている水田利用および、畑利用については、既存のポンプを活用し、現在の担い手と後継者、他地域から受け入れた担い手に集約していく。中心経営体の位置づけには、認定農業者、認定新規就農者など一定の条件が必要となることから、現状を踏まえた形で、「大阪エコ農産物認証制度」の活用、「大阪版認定農業者」など積極的に目指していく。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農(国)			a		a	
認農(府)			a		a	
認農(府)			a		a	
予定			a		a	
認就 予定		水稻・野菜	90 a	水稻・野菜	370 a	
			a		a	
計	1人		90 a		370 a	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業用施設整備の取組方針 農業用水路及び農道の整備を地区で取り組む。特に排水性に課題がある箇所は、市と連携していく。
ほ場整備の取組方針 基本的には水田として残していけるよう、集約化を見据えた形で、利用性を高めるよう地区で取り組む。
農業機械に関する取組方針 個人での購入と維持管理に限定せず、賃貸借や共同購入など、現状に合わせて工夫しながら地区で取り組む。
新規就農者等の受入れ方針 新しい担い手や受託者を受け入れて、育成していく。場合によっては、組織化も念頭に置いて地区で取り組む。
新規・特産物の導入方針 水稻を中心とした作物以外に、野菜など新しい地域特産物、加工品を検討し、付加価値を設けて他の農作物と差別化を図り、農業収入の高収益化と安定化に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	郡津2丁目(10筆)	8,481		
2	郡津5丁目(27筆)	17,031		
	計	25,512		